

令和元年 8 月

建築業・建築設計・不動産業に携わっている方へ
建築物の省エネに関わる法制度が大きく変わります！

建築物省エネ法に係わるセミナー開催のご案内

平成 27 年 7 月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法)が公布され、平成 29 年 4 月には、延べ面積 2000 m²以上の新築の非住宅建築物に対し、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)の適合義務化が始まりました。そして 2020 年までに、平米数関係なく、戸建て住宅も含む全ての新築の建築物で適合義務化が段階的に拡大していきます。耐震や防耐火などと同様、省エネに関しても基準に満たない建物は建築確認が下りなくなります。ここ数年で、建築物の省エネに関わる法制度が大きく変わります。省エネ建築・住宅の検討は、プロジェクトの初期段階から、設計、施工、運用までを含めてトータルで考えなければなりません。建築や住宅、不動産に携わる実務者は、一連の法制度の動きを理解して実践する必要があります。本講習会では「建築物省エネ法」のポイントなど、知識の習得・拡充を目指します。より専門的な知識を身につけることにより、建築業界での販路拡大につながると考えられますので、この機会に是非、ご参加ください!

記

開催日時 : 令和元年 11月 8日(金)19:00 ~ 21:00

会 場 : 河内長野市商工会 3階 大会議室 (河内長野市昭栄町7-3)

対 象 者 : 建築業、建築設計、不動産業に関わる事業者とそれに携わる従業員の方

内 容 : 1. 建築物省エネ法適合義務化について
2. 河内長野市役所から各種制度等の説明 他

講 師 : 田中 克之 氏
(公益社団法人 大阪府建築士会 耐震委員会・インスペクション委員会 委員)

参加費 : 無 料

お申し込み・問い合わせ先

(主 催) 河内長野市商工会 ・ 富田林商工会 ・ 大阪狭山市商工会
TEL0721-53-9900 TEL0721-25-1101 TEL072-365-3194
FAX0721-52-2606 FAX0721-25-9009 FAX072-366-8584

講習会参加申込書(切り取らずこのまま送信してください)

事業所名		代表者名	
所在地			
TEL		FAX	
参加者氏名			
(計 名)			